

財政経営部 財政課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 財政経営部 財政課
 - 対象年度 令和4年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和5年6月2日、6月28日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

財政経営部財政課の主な業務内容及び職員数（令和5年4月1日現在）は、次のとおりである。

【財政課】

財政経営部 職員2人 財政課 職員10人 会計年度任用1人	(1) 財政計画の策定に関する事。
	(2) 予算の編成及び執行調整に関する事。
	(3) 資金の調達、計画及び運用に関する事。
	(4) 起債に関する事。
	(5) 地方交付税に関する事。
	(6) 財政状況の公表及び調査に関する事。
	(7) 財政調整基金、都市基盤・公共施設等整備基金、アセットマネジメント基金、減債基金、まちづくり事業基金及び市立四日市病院整備基金に関する事。
	(8) 部及び課の庶務に関する事。

(職員12人、会計年度任用職員1人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置におけるリスク
- (4) 各所属の適正な予算編成や予算執行事務における内部統制上のリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、基金、組織・人員等において点数が高く、全体的にリスクは平均的な評価となった。事前調査の結果、支出事務、物品・備品管理、文書管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	内部統制を業務に組み入れ、遂行しているか。	内部統制事務が適切に行われないリスク	6 / 6	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか。	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	3 / 6	○
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	

組織・人員	時間外勤務を多く行っているか。	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	6 / 6	○
-------	-----------------	--	-------	---

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員 9 人全員が厚生労働省の定める過労死等労災認定基準 (*1) を上回る時間外勤務を行っており、また年間 3 6 0 時間 (*2) を超える時間外勤務となっていた。

財政課では、決算統計等の作業を行う 6 月から 8 月の期間と、当初予算編成を行う 1 1 月から 1 月の期間に業務が集中しており、それ以外の期間の時間外勤務は少ないものの、業務が集中する期間においては過労死等労災認定基準を上回る状況となっている。

*1 過労死等労災認定基準：発症前 1 か月間に概ね 1 0 0 時間又は発症前 2 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月あたり概ね 8 0 時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

*2 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 3 6 0 時間以内と規定されている。

指 摘

職員の時間外勤務が恒常化しており、厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、A I 技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、年間 1, 0 0 0 時間を超える時間外勤務の状況を改善するとともに、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。

意見

- ① 財政課に特有の、業務集中期に膨大となる業務の遂行について、部局内での協力や、先進的な取り組みを行っている他市町の事例の研究など、新たな視点での取り組みも検討すること。
- ② 時間外勤務が非常に多い状況においては、職員の健康管理の観点から、非管理職のみならず、その指導や管理にあたる管理職の勤務状況にも留意する必要がある。ワーク・ライフ・バランスを推進するためにも、管理職の勤務状況の把握にも努め、職員全員が働きやすい職場環境の整備に取り組むこと。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の拡大に併せて庁内で試行されている在宅勤務（テレワーク）の実施について、財政課でも検討されたが実施には至らなかったとのことである。非常に時間外勤務が多い所属であり、こうしたICT技術を活用した取り組みを職員が有効に活用できるよう若手職員の意見も取り入れ、働き方改革の取り組みを進めること。

（３）職員配置におけるリスク

- ◆財政課では、勤続年数の短い職員が見受けられるが、予算編成等の業務を行うにあたり、技術・知識の継承などは適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 基本的には、財政課の勤続年数が長い職員と新人職員がペアとなり、指導を行いながら業務にあたっているほか、マニュアルやミスの事例集を作成して課内で共有を図るなど、業務の適正執行に努めている。

また、全国市町村国際文化研修所等で実施される財政運営に関する専門性の高い研修を有効に活用しながら、職員のスキルアップを図っている。

（４）各所属の適正な予算編成や予算執行事務における内部統制上のリスク

- ◆予算編成や予算執行等について、全庁的な内部統制は行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 毎年４月に実施する出納会計事務実務研修会において、財政課合議の専決区分や債務負担の扱い、流用の制限など頻発する誤りについて取り上げ、注意喚起を促しているほか、予算執行等の合議の際には、各課担当者に対して財政規律を維持していく立場から、予算・決算に関する適切な事務処理について助言を行っている。

今後は、財政課以外の職員が財政運営についてより理解を深められるよう、予算書をはじめとした予算関係の資料を庁内掲示板に掲載するなど、庁内における情報共有に努めるとのことである。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

イ 支出事務において支払遅延が生じている。予算執行等における全庁的な内部統制を担う所属でもあり、他の所属に範を示すという点からも、今後は同様の事例が生じることのないよう、事務の適正執行に努めること。

② 監査に対する適切な取り組みについて【合規性の視点】

前回の監査における意見等に対し、3年経過した現時点においても継続努力となっているものが複数見受けられる。困難なものもあろうかとは思いますが、可能な限り意見への対応を行うよう努めるとともに、一旦措置済となった意見等についても、継続してその状態が維持できるよう取り組むこと。

③ 適正な予算編成について【有効性の視点】

当初予算については一定の基準に基づいてしっかりと査定を行い、精度の高い予算編成を行い、補正予算ありきの当初予算編成に陥ることのないよう留意すること。また、補正予算についてもその必要性が明確に説明できるよう、適正な予算編成に努めること。併せて、予算編成における資料作成等においては、財政課と担当所属の間で情報共有をしっかりと行き、資料作成等を効率的に行うことができるよう努めること。

④ 予算編成におけるデジタル分野の推進について【効率性の視点・有効性の視点】

ア 当初予算編成において、デジタルに関する分野について重点配分を行っているとのことであるが、こうした先端技術の導入についての様々な職場におけるニーズをしっかりと把握し、引き続きデジタル分野の推進が図れるような予算編成に取り組むこと。

イ 四日市市においてもEBPM（*3）を確立していく必要があるが、財政課においても予算編成等における数値化を進めることで、財政課と各所属の認識の共有を図るなど、EBPMの推進に取り組むこと。

*3 Evidence-Based Policy Makingの略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づいて政策を立案すること。

⑤ 補助金の適正執行について【有効性の視点・合规性の視点】

ア 各所属で様々な団体に対して補助金等の支出が行われているが、補助金の対象事業についての指導監督が不十分であったり、実績報告に不備があったりした事例が見受けられる。

財政課では、予算編成において各所属の補助金等の適正化を図るとともに、補助金等の予算執行決裁の合議にあたってはその内容を確認し、必要に応じて指導をしているとのことであるが、補助金執行がより適切に行われるよう、各所属に対する周知等を進めること。

イ 市の補助事業では、補助金を受ける団体に協賛金などの他の収入がある場合、その金額を補助金から減額するかどうかの扱いについて、補助金によって違いがあるなど、統一的な基準が定まっていない事例が見受けられる。補助金はその種別や目的によってさまざまであり、一律の基準を設けることには課題があるという点は理解できるが、補助対象となる経費の分類を明確に整理するなど、補助金の適正執行に努めること。

ウ 補助金の交付基準などについては、確認が形骸化して継続的に補助金が交付され続けることのないよう、必要に応じて適宜見直しを行うこと。なお見直しにあたっては、議会の調査結果等も参考にしながら、市民への説明責任が果たせるような内容とすること。

財政経営部 行財政改革課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 財政経営部 行財政改革課

対象年度 令和4年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和5年6月1日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

財政経営部行財政改革課の主な業務内容及び職員数（令和5年4月1日現在）は、次のとおりである。

【行財政改革課】

行財政改革課	(1) 行財政改革の推進に関すること。
職員5人	(2) 新地方公会計制度に関すること。
任期付職員1人	(3) 指定管理者制度に関すること。
会計年度任用1人	(4) 課の庶務に関すること。

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、所属の主要な事務事業、契約事務等点数が高いものがあるが、全体的にはリスクは低い評価となった。事前調査の結果、支出事務、物品・備品管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	内部統制を業務に組み入れ、遂行しているか	内部統制事務が適切に行われないリスク	6 / 6	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか。	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	1 / 6	○
契約事務	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 年間360時間を超える時間外勤務を行った職員はいなかった。

引き続き、職員のワーク・ライフ・バランスを充実させるため、働きやすい職場環

境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、A I技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組む必要がある。

意見

現状として、時間外勤務対象外である管理職などの時間外勤務も全庁的に生じており、その解消への取り組みも総務部と財政経営部が連携して引き続き行うこと。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

イ 支払遅延などの事務処理の不備があったが、基本的業務においてミスのないようにして範を示し、行財政改革を進めること。

② 新地方公会計の理解促進について【有効性の視点・合規性の視点】

ア 住民や議会への説明責任をより適切に果たすとともに、財政マネジメントを強化するため、統一的な基準による新地方公会計の整備が進められる中、四日市市でも、その基準に基づき、財務書類の作成、公表が行われてきたところである。次なる段階に向け、行政として新地方公会計を活用していくためには、貸借対照表をはじめとする発生主義会計独自の考え方や意義の理解を深め、大局的な見地も養う必要がある。官庁会計に慣れている市職員に新地方公会計を浸透させるのは容易ではないが、令和5年10月から稼働する資産管理システムにより、資産を管理する部署のコスト意識を向上させる取り組みのように、引き続き、色々な方法や可能性を模索しながら取り組んでいくこと。

イ 新地方公会計制度に基づいて財務諸表を作成されているが、まだ実質的に活用されている状況になく、今後さらなる活用が望まれる。既に取り組まれている「施設別行政コスト計算書」だけでなく、各部局各所属単位の財務諸表の作成に取り組むなど、市民にとって市の財政状況が理解しやすく、新地方公会計の効果を実感できる、あるいは、議会や監査において予算・決算の審議などにも活用できるような、新地方公会計の活用方法を見出すよう努めること。

③ 指定管理者制度について【経済性の視点・法規性の視点・住民福祉向上の視点】

公共施設の指定管理者選定から、管理運営の適正性や公共サービスの水準の確保を担保するためのモニタリングまで、施設所管課が適切に実施できるよう統率を図る重要な役割を担っている。そのため、以下の内容に努めること。

ア) 先進他都市の状況などを研究して施設所管課が指定管理者制度への理解を深められるよう指導すること。

イ) 各施設の指定管理者制度活用の必要性について、常に施設所管課に検討させること。

ウ) モニタリングレポートは、単に情報の時点修正だけでなく、実質的に意味のある報告となるようモニタリングを行う意義や施設所管課としてのあり方を施設所管課に指導すること。

④ 公共施設の適正化について【経済性の視点・効率性の視点・有効性の視点・住民福祉向上の視点】

公共施設の適正化については、有形固定資産減価償却率などの指標だけを追って判断するのではなく、真に重要な市民ニーズを把握して、施設の方向性にかかる合意形成を図り、投資のインセンティブにつなげること。

⑤ 継続的に契約している委託業務の費用について【経済性の視点】

財務諸表の作成支援業務については、平成20年度から同一事業者に委託しているが、制度変更に伴うシステムの汎用化などにより契約が安価になる可能性を常に確認すること。

⑥ 食糧費の支出について【法規性の視点・公平性の視点】

指定管理者選定委員会では、委員としての報償費に加え、終日にわたるという理由から弁当代として食糧費を支出しているがこれは稀少な例である。食糧費の支出については、全庁的な公平性の観点から再度基準に照らし、必要に応じて見直すこと。

財政経営部 管財課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 財政経営部 管財課

対象年度 令和4年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和5年5月30日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

財政経営部管財課の主な業務内容及び職員数（令和5年4月1日現在）は、次のとおりである。

【管財課】

管財課 職員7人 会計年度任用3人	(1) 市有財産の総括事務に関すること。
	(2) 普通財産の管理及び処分に関すること。
	(3) 市有財産の保険及び共済に関すること。
	(4) 公共用地の取得に係る連絡調整に関すること。
	(5) 不動産登記事務に関すること。
	(6) 借地、借家及び借料に関すること。
	(7) 市有林の管理及び処分に関すること。
	(8) 財産区に関すること。
	(9) 土地開発基金に関すること。
	(10) 総合会館に関すること。
	(11) 本町プラザに関すること。

	(12) 新丁ひろば駐車場に関する事。
	(13) 庁舎及び附属施設の維持管理並びに軽易な修繕に関する事。
	(14) 電気、空調設備等諸設備の維持管理及び軽易な修繕に関する事。
	(15) 電話交換に関する事。
	(16) 庁中取締り及び防火管理に関する事。
	(17) 共用自動車の管理及び配車管理に関する事。
	(18) 自動車（他課等所属の自動車を除く。）の修繕及び車体検査に関する事。
	(19) 自動車（他課等所属の自動車を除く。）の点検、整備及び車庫の管理等に関する事。
	(20) 庁用自動車の運転資格の認定に関する事。
	(21) 共用自動車の運行月報に関する事。
	(22) 自動車重量税に関する事。
	(23) 課の庶務に関する事。

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置のリスク
- (4) 公有財産の全庁的な掌握等に係るリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では、主要な事務事業、支出事務、契約事務、財産管理、基金、組織・人員等の項目で点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、支

出事務、物品・備品管理、公印管理、文書管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	内部統制を業務に組み入れ、遂行しているか。	内部統制事務が適切に行われないリスク	6 / 6	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	指定管理制度を導入しているか。	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルによる契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
財産管理	公有財産（土地・建物・工作物）を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	○
基金	基金を所管しているか。	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか。	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	

	時間外勤務を多く行っているか。	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	4 / 6	○
その他	毒物・劇物・危険物等の取り扱いはあるか。	毒物・劇物・危険物等が適切に管理されないリスク	4 / 4	

(評点／リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員 5 人に対して、3 人が年間 3 6 0 時間を超える時間外勤務(*)を行っていた。

* 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 3 6 0 時間以内と規定されている。

意見

時間外勤務が年間 3 6 0 時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、A I 技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

(3) 職員配置のリスク

- ◆管財課は、正規職員 7 人中 6 人が勤続年数 3 年未満と、経験年数の短い職員で構成されており、業務を遂行していくにあたり、支障は生じていないか。また、技術・知識の継承などは、適切に行われているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- △ 業務マニュアルを作成するとともに、それぞれの業務について主担当・副担当を置くことで業務継承に対応することとしている。なお、業務の中には、詳細なマニュアルが作成されていない業務もあり、マニュアルの早期整備が求められる。

また、技師を統括する管理職の不在が課題となっていたが、異動により、過去に当課での勤務経験がある副参事(技師)が在籍することとなったため、庁舎管理における技師の担当業務について管理・指導が期待される。

なお、財産区対応業務（財産区役員との協議等）についても、ある程度の業務経験年数を要するところであり、現在、勤続年数1年の前副担当を主担当として配置しているが、勤続年数3年の前主担当を副担当として配置し、十分なサポートができるようにしている。

意見

普通財産の管理、市有財産等の保険、市有林の管理、土地開発基金、拾得金取扱い等について、マニュアルが一部作成されていない。市の財産管理において重要な業務であることから、マニュアルを早期に整備すること。

（４）公有財産の全庁的な掌握等に係るリスク

◆管財課は、公有財産について、全庁的な掌握及び各所属に対する手続きの指導を行っているが、適切な財産の掌握や手続きの指導が行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 管財課は、毎年度各所属に対して、9月末現在及び3月末現在における公有財産の状況を「公有財産調書」として提出させ、全庁的な公有財産台帳を更新している。

また、電子掲示板の「適正事務の手引」に「公有財産の適正な管理について」の文書を掲示し、公有財産の取得・所管換・用途廃止・処分・使用許可等の必要な手続きを示し、添付する報告書の様式には記載例を添付している。

さらに、行政内部システムと連動する資産管理システムの本格稼働に向けた準備を行っている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 指 摘

① 内部事務管理について【合規性の視点】

ア 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが複数見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

イ 管財課が所管する備品について、年度末の備品実査及び所属長による抽出実査が実施されていなかった。公有財産の全庁的な全品掌握・異動手続きの指導等を行っている所属としての役割を改めて強く認識し、年度末に確実に実査を行うこと。

ウ 公用車管理システム対象外の共用自動車（マイクロバス等）の運行日誌について、運転前後の車両点検、酒気帯び確認のチェック漏れ、運行日時の不整合（1台の車につき日時の重複）が見受けられた。また、運行日誌の様式が、2回分の運行について1回の酒気帯び確認のチェック欄しか設けておらず、様式の抜本的な改正が必要である。庁用自動車の管理及び配車管理を所管する所属として、全庁的な内部統

制を適切に機能させること。

② 天津国際温泉ゴルフ倶楽部保証金について【有効性の視点】

天津国際温泉ゴルフ倶楽部会員権を、国際親善を目的に所有しているが、全庁でゴルフ会員権を所有している所属は他にない。国際親善を目的に所有を継続するのであれば、当課ではなく、国際交流を所管する秘書国際課に所管換することが妥当であると考えられることから、早急に所管を見直し、所管換の後に利用の方策を検討するよう引き継ぐこと。

意見

① 事務分掌について【合規性の視点・効率性の視点・経済性の視点】

前回指摘のあった事務分掌については、関係所属との協議により一定の見解を得たとのことであるが、今後、資産管理システムの本格稼働等もあることから、全庁的な財産の掌握や手続きのあり方について、引き続き事務分掌と業務実態とが整合するよう、必要に応じて全庁的に検討を行うこと。

② 公有財産管理システムについて【効率性の視点・経済性の視点】

現在管財課が所管する公有財産台帳と、行財政改革課が所管する固定資産台帳（新地方公会計における資産分野の基礎データを登載する台帳）とが連動しておらず、効率性に欠けている。2つの台帳の内容が財務会計システムにも連動する資産管理システムを両課で構築し、令和5年度秋に運用開始予定とのことである。正確な財産の把握、市全体の財産管理の一元化、新地方公会計の意識の浸透、事務の効率化等の観点から真に有効なシステムとなるよう、財政経営部として積極的に取り組むこと。

③ マイクロバスの保有について【経済性の視点】

マイクロバスを保有し、必要に応じ、各所属へ貸し出しているが、使用回数が年間20件ほどとあまり多くはなく、効率性の面で疑問がある。維持管理費も生じていることから、費用対効果も考慮し、管財課が保有することの妥当性について検討すること。

④ 委託契約の履行確認について【合規性の視点】

多くの委託契約を行っており、業務完了報告書により履行確認を行っている。しかし、実際に仕様書に記載された業務が行われているかどうかについて、現場確認等を行い、業者への牽制を行うこと。

⑤ 公有財産の管理について【合規性の視点・効率性の視点】

ア 実査に当たっては、技師ならではの視点から、修繕の可否等の判断も目的とした実査とすること。

イ 貸付けをしている普通財産（土地）については、相続放棄等により市の負担で建物撤去を行わなければならないような事態とならないよう、特に留意して実査を行うこと。

ウ 普通財産について、所管する財産が多いとして平成29年度から令和4年度まで6年にわたり分割して実査を行い、記録に残している。しかし、実査困難な課題があるとして、未だ11件の実査が行われていない。残る11件について、課題を整理し、早急に実査を行うこと。また、今後は、実査体制・計画を検討して、より短

いサイクルで実査を行うこと。

⑥ 職員体制の確保について【有効性の視点】

所属の業務量を明確化し、業務量に応じた人員体制を人事当局に示して職員配置の要求を行い、体制強化に努めること。

⑦ 庁舎・総合会館の有効活用について【有効性の視点】

庁舎・総合会館は、かなり手狭であり、職員の昼食場所も満足に確保できていない状況にある。不要物の撤去やスペースの有効利用等を行い、職員が働きやすい職場環境となるよう、各所属とともに工夫していくこと。

⑧ 新丁ひろば駐車場について【有効性の視点】

新丁ひろば駐車場の駐車券を大量に保有しているが、当駐車場の利用率は低い。JR四日市駅周辺活性化が進行する中、当該区域の役割について、必要に応じて見直すこと。

⑨ 財産管理について【有効性の視点】

民間会計では、貸借対照表で備品等固定資産が一括把握できるが、官庁会計では所有は各部局が分散管理し、総括所属も公有財産は管財課、物品は会計管理課、基金・債権は財政課と分かれ、一括管理する所属がない状況である。統一した基準による新地方公会計でも固定資産の一括把握が必要であるが、管財課も一括把握の必要性について関係所属に働きかけ、必要に応じて事務分掌への反映が実現されるよう努めること。

⑩ 指定管理業務における牽制について【有効性の視点】

指定管理に係る協定について、複数年にわたる契約であり、仕様書に記載された業務が確実に実施されているかどうかを普段から現場確認を行うなどして、指定管理者への牽制を行うこと。

⑪ 検知器による酒気帯び確認の義務化に向けた対応について【合規性の視点】

ア 検知器による酒気帯び運転の確認義務化は、当初予定より延期されており、令和5年12月からとなる旨が同年8月に周知されたとのことである。管財課は四日市市の安全運転管理者として、検知器追加配付等適正かつ効率的な確認体制・手法を早急を実施すること。また、別途安全運転管理者を有する部局等に対しても、義務化延期の際と同様に広く情報共有を行い、全部局が期日までに同様の対応を整えられるよう、適切な指導助言を行うこと。

イ 現在の車両運行前後の酒気帯び確認の義務化対応は、確認は所属長等の他の職員が行うものの、誰が記載するか定めがなく、運行者本人が記載することも可としている。確認の形骸化を防ぐため、記載方法等について再検討すること。

ウ 所属が保有する車両については、運行日誌と酒気帯び確認記録簿の2種類の記録を残さなければならない。事務の煩雑さの解消や、他所属職員が使用する場合の確認体制などについて検討すること。

財政経営部 市民税課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 財政経営部 市民税課
 - 対象年度 令和4年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和5年5月23日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

財政経営部市民税課の主な業務内容及び職員数（令和5年4月1日現在）は、次のとおりである。

【市民税課】

市民税課 職員1人 税務政策係 職員4人 再任用職員1人 会計年度任用4人	(1) 税務政策の企画及び調査に関すること。
	(2) 税収資料の収集及び税務統計に関すること。
	(3) 市税犯則事件に関すること。
	(4) 市税に係る争訟に関すること。
	(5) 固定資産評価審査委員会に関すること。
	(6) 税関係書類の閲覧及び証明に関すること。
	(7) 市民税課、資産税課及び収納推進課の事務事業の調整に関すること。
	(8) 課の庶務に関すること。
諸税係 職員5人 会計年度任用4人	(1) 法人市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の調査、賦課及び調定に関すること。
	(2) 自動車臨時運行許可に関すること。
市民税第1係 職員8人 会計年度任用2人 市民税第2係 職員10人	(1) 個人の市民税の調査、賦課及び調定に関すること。

再任用職員 1 人 会計年度任用 1 人	
-------------------------	--

(職員 28 人、再任用職員 2 人、会計年度任用職員 11 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 税の適正な賦課決定が行われないリスク
- (4) 業務委託の単独随意契約における価格形成についてのリスク
- (5) 現金管理におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、所属の主要な事務事業、支出事務、契約事務、情報管理等において点数が高く、全体的にリスクは平均的な評価となった。事前調査の結果、物品・備品管理、文書管理事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
所属の主要な事務事業	内部統制を業務に組み入れ、遂行しているか	内部統制事務が適切に行われないリスク	4 / 6	
現金等管理	現金や金券の取扱いがあるか	現金・金券の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 4	

支出事務	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	6 / 6	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員25人のうち、12人が厚生労働省の定める過労死等労災認定基準(*1)を上回る時間外勤務を行っており、また14人が年間360時間を超える時間外勤務(*2)を行っていた。特に、確定申告の時期などは、他部局からの応援体制もあるものの、休日出勤をせざるをえず、一か月以上もの間、ほぼ休みがない現状もある。

*1 過労死等労災認定基準：発症前1か月に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

*2「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

指 摘

厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。

前年度以前よりは所属全体の平均時間外勤務数が減少している一方で、所属長は、引き続き、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に努めるため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業

務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。

(3) 税の適正な賦課決定が行われないリスク

- ◆税の賦課決定については、システムを導入して行っているが、賦課決定の件数は相当多く、その税額の算出に至る過程は複雑であり、内容としても専門性の高い業務である。毎年度、新規採用職員が配属され、業務の経験年数が少ない職員も多い中で、システムへの依存度が高くなり、税務の知識や実務能力の不足によって賦課決定の誤りを見過ごすといったことはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 税の賦課決定には膨大なパターンが存在し、業務の経験年数が少ない職員も多い中であらゆるパターンを手計算できるようにすることは難しいといわざるをえないが、研修では手計算の方法なども学んでいる。システムベンダーとの意思疎通を密にし、システム上の誤りを防ぐようにするとともに、研修やOJTによる職員の知識や実務能力の向上、ダブルチェックの実施で、適正な賦課決定に取り組んでいるものの、課税誤りは生じている。

意見

- ① 令和4年度はヒューマンエラーによる課税誤りが発生しているが、システムに関連する誤りも防ぐため、業者任せでなく日々の業務のチェック、監視を適切にすること。そのためにも、税額を手計算できる職員の存在は貴重であり、システムで算出された課税内容をチェックできる職員の育成に引き続き取り組むこと。
- ② 課税誤りの理由を所属全体で情報共有し、若手職員の育成、研修にも活用する体制を作り上げること。また、係ごとに業務の縦割りになりすぎないように、研修のみでなく、別の係の業務も若手職員には経験させるOJTの体制も作り、ノウハウを所属として蓄積するようにするとともに、ヒューマンエラーを防止するため、ダブルチェックの質を上げる取り組みを強化すること。
- ③ 所属内で上位職員をはじめとした他の職員に質問、相談しやすい環境づくりも、課税誤りを防ぐために重要であるので留意すること。

(4) 業務委託の単独随意契約における価格形成についてのリスク

- ◆システム関連の業務委託契約は、その性質上、また責任の所在を明確にするためにも、システム開発業者への単独随意契約になりやすい。その上、職員にプログラムに精通した者が少ないことから、不当な金額で締結するようなことが起こりうるのではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- システム関連の業務委託契約は、ICT戦略課において、積算された見積書に基づく設計金額や仕様などについての審査を受け、不適切な契約とならないようリスク回

避に努めている。

(5) 現金管理におけるリスク

- ◆窓口での現金の受け取りが日々発生する所属であり、その中で現金事故が発生する可能性はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 現金出納簿を確実に記入し、終業時には手提げ金庫に格納して会計管理課金庫に持っていき、保管している。収納金については、翌営業日午前中に、できる限りすみやかに金融機関に入金するようにしている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 税の公平性の担保について【経済性の視点・効率性の視点・公平性の視点】

ア 個人市民税未申告者についての調査には多くの時間や費用を要し、また、調査した結果、実際には申告義務のないケースであったということも多いため、費用対効果にも配慮しながら、適正に申告し納税している市民に説明責任を果たせるよう、引き続き、よりよい手法を探っていくこと。

イ 個人市民税は、申告者には何らかの支援措置が講じられることもある等、市民個人にとって有益な場合がある。こうしたメリットもアピールしながら、さらなる申告促進策を検討すること。

財政経営部 資産税課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 財政経営部 資産税課

対象年度 令和4年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和5年5月25日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

財政経営部資産税課の主な業務内容及び職員数（令和5年4月1日現在）は、次のとおりである。

【資産税課】

資産税課 職員2人	(1) 償却資産に係る評価及び賦課に関すること。
管理償却資産係 職員6人 会計年度任用5人	(2) 固定資産税及び都市計画税の調定に関すること。
	(3) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
	(4) 課の庶務に関すること。
土地係 職員9人 再任用職員1人 会計年度任用2人	(1) 土地に係る評価及び賦課に関すること。
家屋係 職員10人 会計年度任用6人	(1) 家屋に係る評価及び賦課に関すること。

（職員27人、再任用職員1人、会計年度任用職員13人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置のリスク
- (4) 個人情報取り扱いに関するリスク
- (5) 登記済通知のオンライン化による税務システムへの登録もれに係る課税誤りのリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、情報管理、組織・人員の項目で点数が高く、全体的にリスクは平均的な評価となった。

事前調査の結果、物品・備品管理事務、契約事務、文書管理事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか。	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	○

情報管理	個人情報を取扱っているか。	個人情報の漏えいや目的外使用、データ改ざん、滅失等のリスク	6 / 6	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか。	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	時間外勤務を多く行っているか。	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	4 / 6	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員23人に対して、1人が年間360時間を超える時間外勤務(*)を行っていた。

* 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

意見

- ① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。
- ② 令和5年度は固定資産税の評価替え前の年につき、業務量の増加が懸念されるが、年間360時間を超過する時間外勤務を行う職員がなくなるよう手段を講じること。
- ③ 時間外勤務平準化のため、各職員の能力に応じて業務量に差をつけすぎると、業務が増える職員がパワハラや差別とを感じる可能性もあろうことから、業務配分については十分配慮すること。

(3) 職員配置のリスク

- ◆資産税課は、正規職員27人中15人が勤続年数3年未満と、経験年数の短い職員で構成されており、固定資産税の賦課業務を遂行していくにあたり、支障は生じていないか。また、事務の継承などは、適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 勤続年数の短い職員が担当となった業務については、勤続年数の長い職員がその補助を行う体制をとっている。また、係内では各職員が同じ業務をおこなっているため、各係とも月1回の係会議を行い、情報共有を図ることで統一した認識のもと、業務を行うとともに、初任者については、土地・家屋・償却資産に係る評価の基礎的研修、2年目～4年目の職員については、評価の演習研修を受講することで、事務の継承を行っている。

- ◆資産税課は全職員中、会計年度任用（パートタイム）職員が30%程度となっている。適正課税に支障がないよう、正規職員との事務分担や正規職員からの指導は、どのように行っているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 会計年度任用（パートタイム）職員の業務は、職員が現地調査を行う前の準備やシステムへの情報の入力及び窓口業務である。窓口の対応については、職員と会計年度任用職員が二人で対応するようにしている。また、以前は家屋係の会計年度任用職員も現地調査へ行っていたが、新型コロナウイルスの影響により、現地調査へ行かなくなった。

(4) 個人情報の取り扱いに関するリスク

- ◆資産税課においては、固定資産税・都市計画税の賦課に係る多くの個人情報を取り扱っており、外部事業者とも個人情報の受け渡しを行っていることから、慎重かつ適正な取り扱いが求められるが、こうした個人情報は適切に取り扱われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 個人情報の取り扱いについては、随時研修を行っており、マニュアルを全職員が熟読し、適切な管理を行っている。

(5) 登記済通知のオンライン化による税務システムへの登録もれに係る課税誤りのリスク

- ◆法務局からの登記済通知の送付が、令和4年度からオンライン化されたことで賦課情報を保管するシステムへの登録はもれなく行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 紙媒体からオンライン化されたが、紙媒体での送付もあるため、令和4年度はオンライン化により送付された電子データと紙媒体との比較を行い、システムへの登録もれについて確認を行った。登記異動の把握漏れが生じないように、今後とも、法務局と十分に連携を図る必要がある。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが複数見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 家屋調査における事務継承について【合規性の視点】

ここ数年、感染症対策として、家屋の評価において外部は現地調査、内部は立ち入り調査を行わず、図面等の確認により行ってきた。しかし現在、新型コロナウイルスの感染症の位置づけが変更となり、感染対策が緩和されたことから、内部への立ち入り調査の再開が予定されている。勤続年数の短い職員も現地調査において適正な評価事務ができるよう、早急に職員の育成に努めること。

③ 公用車事故について【有効性の視点】

公用車でフェンスに接触した事故があったということであるが、安全装置があれば防げた可能性もある。次回の購入の際には、全庁公用車の安全装置導入状況も見据えながら、必要に応じて安全装置が装備された自動車の購入を検討すること。

④ 委託契約の履行確認のマニュアルについて【有効性の視点】

委託契約について、履行確認が確実にできるよう、業務フローの徹底を図るほか、マニュアルの作成について検討すること。

⑤ 償却資産の申告の周知について【有効性の視点】

償却資産は申告課税である。申告が必要であることが理解されるよう、制度の周知に努めること。また、電子申告が可能であるが、手続きの最初の部分で困難と感じる納税義務者が多くあろうことを踏まえ、電子申告の推進について、手順とともに周知を図ること。

⑥ 大規模災害が起こった際の罹災証明書について【住民福祉の向上の視点】

大規模災害が起きた場合、罹災証明書の発行業務が短期間に集中することが想定される。罹災証明書は、被災者の支援適用に関わる重要な資料であることから、市民に不利益が生じないように発災後迅速に発行するため、現在のマニュアルの有効性について、検証すること。

⑦ 不動産登記について【有効性の視点】

不動産登記法が改正され、所有者の名義変更が義務化されるため、適正な名義変更について周知を行うこと。

財政経営部 収納推進課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 財政経営部 収納推進課
 - 対象年度 令和4年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和5年5月24日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

財政経営部収納推進課の主な業務内容及び職員数（令和5年4月1日現在）は、次のとおりである。

【収納推進課】

収納推進課 職員2人	(1) 市税の収納管理及び督促並びに課が行った税外債権の滞納整理に伴う収納管理に関する事。
管理係 職員7人 再任用職員1人 会計年度任用3人	(2) 市税過誤納金の還付及び充当に関する事。
	(3) 県民税の払込みに関する事。
	(4) 納税思想の普及向上及び納税奨励に関する事。
	(5) 口座振替の推進に関する事。
	(6) 納付委託に関する事。
	(7) 課の庶務に関する事。
	納税推進係 職員6人 会計年度任用9人
(2) 分納誓約の履行管理に関する事。	
(3) 市税の滞納処分に関する事。	
(4) 交付要求に関する事。	

税外収納推進係 職員 3 人 会計年度任用 3 人	(1) 税外債権の徴収及び督促に関する事。
	(2) 税外債権の滞納処分に関する事。
	(3) 債権管理推進本部に関する事。
特別滞納整理係 職員 6 人 会計年度任用 2 人	(1) 市税の徴収及び督促に関する事。
	(2) 市税の滞納処分に関する事。
	(3) 三重地方税管理回収機構との連絡に関する事。

(職員 24 人、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 17 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 現金の管理におけるリスク
- (4) 個人情報取り扱いにおけるリスク
- (5) 滞納整理の適正執行におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、収入事務、支出事務、情報管理等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、支出事務、物品・備品管理、公印管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目	想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか。	4 / 4	

収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか。	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	6 / 6	
	滞納債権があるか	滞納債権の適正な管理がされないリスク	4 / 4	
現金等管理	現金や金券の取扱いがあるか。	現金・金券の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか。	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか。	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取っているか。	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	6 / 6	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	時間外勤務を多く行っているか。	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	6 / 6	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 時間外勤務対象職員17人のうち、1人が厚生労働省の定める過労死等労災認定基準(*1)を上回る時間外勤務を行っており、また7人が年間360時間を超える時間外勤務(*2)を行っていた。システム変更等への対応に時間がかかったほか、育児休業取得中の職員が複数いることもあり、業務が集中して負担が大きくなった職員がみられた。

*1 過労死等労災認定基準：発症前1か月に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

*2 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

指 摘

厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に努めるため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組む、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。

意 見

育児休業を取得中の職員が多い職場であるが、育児休業中の職員の業務を他の職員が担う場合の負担軽減についても取り組みを進め、引き続き産休・育休が取得しやすい職場となるようマネジメントに努めること。併せて、育児休業取得者が多いという現状を踏まえた職員配置となるよう、適切な配置要求を行っていくこと。

(3) 現金の管理におけるリスク

◆ 収納推進課では、税等の収納金を窓口で取り扱っている。毎日多額の現金を扱うにあたっては、紛失等の事例が生じることがないよう、適切に管理されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 複数の職員でこまめに金額の確認を行うとともに、ある程度窓口で金額がたまった時点で銀行に払い込むようにしており、窓口で多額の現金を長時間保有しないよう取り扱っている。

また、時間外は会計管理課で金庫を保管し、夜間や日曜窓口の際に受け取った現金については、三十三銀行新道支店の夜間金庫に預けるなど、事故の生じることのないように努めている。

なお、夜間金庫へ預け入れる際は、日曜窓口の際には国民健康保険担当者と2人で持参しているが、夜間には収納推進課の職員が1人で持参する場合があったとのことである。

意見

夜間金庫へ職員が現金を預ける際には、金額の多少に関わらず、職員や現金の安全性の確保という観点から、最低2人以上で行うように改めること。

(4) 個人情報の取り扱いにおけるリスク

- ◆ 収納推進課では、滞納者の情報をはじめとした多くの個人情報を取り扱っており、慎重な取り扱いが求められるが、こうした個人情報は適切に取り扱われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 滞納者の情報については、電子データは収納推進課の職員以外にはアクセス制限がかけられているほか、紙文書についても窓口等での納税者との交渉後には機密文書として廃棄処分するなど、個人情報の適正管理に努めている。また、個人情報の管理に関して生じた他市町のリスク事案を共有するなど、取り扱う職員の服務規律の確保を図っている。

(5) 滞納整理の適正執行におけるリスク

- ◆ 収納推進課では市税をはじめとした多くの滞納処分を行っているが、こうした処分は公平公正に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 管理職や各係長による内部統制に努め、滞納処分の公平性や公正性の確保を図っている。特に三重地方税管理回収機構に移管するような規模の大きな事案については、移管内容が適切かどうかを個別に課内会議で取り上げ、内容の確認を行っている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

イ 支出事務において支払遅延が生じている。今後は同様の事例が生じることのないよう、支出事務の適正執行に努めること。

② 効果的な収納業務の推進について【有効性の視点・住民福祉向上の視点】

コンビニエンスストアでの納付が増加するなど、収納方法の形態が変化してきている。収納率の向上のためにどのような方法が有効か、広く情報収集を行いつつ検討を進めること。併せて、税負担の公平性という観点からも、口座振替の普及をはじめとして、納税に対する普及啓発に取り組むこと。

③ 滞納整理業務における福祉部門との連携について【有効性の視点・住民福祉向上の視点】

滞納整理業務においては、滞納に至った納税者の生活支援という視点も必要である。福祉部門との連携を図り、徴収業務のなかから納税者に対する必要な支援策へと早期に繋げることができるよう、こうした視点にも留意した滞納整理業務にも取り組むこと。

④ 債権管理推進本部の活用と効果的な税外債権の徴収について【効率性の視点・有効性の視点】

ア 債権管理推進本部の本部会議は、令和4年度は1回集まって会議を行った後は書面開催となっている。推進本部ができてから期間が経過しており、形骸化が疑われることのないよう課内で検討を進め、より効果的な組織となるよう取り組むこと。

イ 債権管理推進本部を所管する税外収納推進係の職員は少人数で十分な体制とはいえないことから、税外債権を所管する所属と連携をしっかりとるとともに、税外債権への今後の対応などを推進本部で議論し、効果的な税外債権の徴収に努めること。

⑤ 徴収業務における職員の安全確保について【有効性の視点】

滞納整理という業務上の特性もあり、窓口や訪問先での職員の安全性に十分留意することが必要である。訪問先で緊急事態が生じた際に通報できるシステムを検討するなど、引き続き徴収業務における職員の安全性の確保に努めること。